



あなたの寄附したベンチが
みんなの笑顔の場所に…

愛知県ベンチ寄附事業

『メッセージ付きベンチ』寄附のお願い



応募方法

申込書に必要事項を記入の上、下記の窓口へ郵送、ファックス又はメールでご提出ください。
申込書は、愛知県公園緑地課のホームページからダウンロードできます。
郵送、ファックス又はメールでもお送りさせていただきます。
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/koen/>

申込窓口 (問い合わせ先)

公園名	申込窓口	住所	連絡先
大高緑地 小幡緑地 牧野ヶ池緑地 熱田神宮公園 尾張広域緑道 (春日井市・小牧市)	尾張建設事務所 維持管理課	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-6-1	Tel: 052-961-4419 Fax: 052-961-7879 Mail: owari-kensetsu@pref.aichi.lg.jp
木曾川祖父江緑地 尾張広域緑道 (犬山市・大口町・扶桑町)	一宮建設事務所 維持管理課	〒491-0053 一宮市今伊勢町 本神戸字立切1-4	Tel: 0586-72-1415 Fax: 0586-72-1972 Mail: ichinomiya-kensetsu@pref.aichi.lg.jp
あいち健康の森公園	知多建設事務所 維持管理課	〒475-0828 半田市瑞穂町2-2-1	Tel: 0569-21-9075 Fax: 0569-21-3232 Mail: chita-kensetsu-ijikanri@pref.aichi.lg.jp
油ヶ淵水辺公園	知立建設事務所 維持管理課	〒472-0026 知立市上重原町蔵福寺124	Tel: 0566-82-6463 Fax: 0566-82-3226 Mail: chiryu-kensetsu@pref.aichi.lg.jp
新城総合公園	新城設楽建設事務所 維持管理課	〒441-1354 新城市片山字西野畑532-1	Tel: 0536-23-8690 Fax: 0536-23-5119 Mail: shinshiroshitara-kensetsu@pref.aichi.lg.jp
東三河ふるさと公園	東三河建設事務所 維持管理課	〒440-0801 豊橋市今橋町6	Tel: 0532-52-1332 Fax: 0532-52-1321 Mail: higashimikawa-kensetsu@pref.aichi.lg.jp



愛知県

Aichi prefectural Government

協力：一般社団法人日本公園施設業協会中部支部

愛知県ベンチ寄附事業とは

県が管理する都市公園を、より親しみやすく愛着あふれる魅力的な場所にしていくため、県民・企業等の皆様からのご寄附により、新しいベンチを設置するものです。

みなさん

- 卒業、成人、就職、結婚、出産、退職など、心に残る **人生の節目**や**思い出**を
- **公園への愛着**や**大切な人への想い**を
- 会社や団体の**社会貢献活動の証**を

心あたたまるメッセージ
として残してみませんか？

メッセージプレート

公園毎にベンチ名があります

メッセージ (40字以内)

○○○○ベンチ

公園は家族や友達とワイワイ遊べて、みんなが笑顔になれてすごく楽しい!!

あいちファミリー
XXXX.XX

寄附者名 (20字以内)

真ちゅう製で文字はエッチングによる掘り文字で表示します。文字はゴシック体(表示例の文字)のみとなります。

- 個人名・団体名・企業名・ロゴ及び簡単なメッセージをメッセージプレートに表示できます。ただし、風俗営業に類する業種や政治、宗教、商品名に関するもの、景観又はイメージにそぐわないもの等の表示はできません。
- 表示内容について愛知県で審査した結果、内容の変更をお願いする場合があります。

ベンチの紹介

- 以下の流れに沿って、別紙の中から、希望する公園、ベンチの種類をお選びください。
 - 1 別紙の「1. 設置公園」から寄附を希望する公園(片仮名)を選択
 - 2 別紙の「2. 対象ベンチ」から
 - (1) **タイプ(大文字のアルファベット)**を選択
 - (2) 通常タイプは**手摺りの有無(小文字のアルファベット、加えて、必要に応じて括弧の小文字のアルファベット)**、防災用タイプは**用途(小文字のアルファベット)**を選択
 - (3) **置き式又は固定式(丸数字)**を選択

なお、対象公園の欄に1で選択した設置公園が含まれているかご確認ください。
- 寄附額は、ご希望のベンチ価格に、ご希望のベンチ設置数を乗じた総額としてください。

【申込書記載例】

ベンチの種類	公園	-	ベンチタイプ	-	手摺り有無	-	番号	金額(円)	
	ケ	-	A	-	a(b)	-	①	440,000	

- 園内におけるベンチの設置箇所を指定することはできません。
- ベンチの寄附にかかる費用は税金の控除対象になります。
- ベンチのデザイン・製造・設置を(一社)日本公園施設業協会中部支部の協力で行います。
- 寄附後のベンチやメッセージプレートは、愛知県の財産に帰属し、公園の施設として利用されます。
- ベンチが破損した場合や老朽化した場合など、愛知県が必要と認めた場合は、撤去又は移設することがあります。
- また、ベンチ設置後、寄附者の違法行為等が明らかとなった場合には、プレートを撤去することがあります。

